



金融庁月刊オンライン広報誌

アクセス FSA 第 175 号

<http://www.fsa.go.jp/access/index.html>

Contents

- P 2 コインチェック社の事案を踏まえた金融庁の対応について
- P 3 銀行カードローン検査中間とりまとめについて
- P 5 車座ふるさとトーク in 栃木県足利市
- P 6 ミャンマーとの金融分野における協力強化
- P 8 皆さんご注意ください！ & 情報提供のお願い
- P 13 お知らせ

コインチェック社の事案を踏まえた金融庁の対応について

平成 30 年 1 月 26 日（金）、コインチェック株式会社（登録申請中のみなし仮想通貨交換業者。以下、「当社」）において、当社が保有していた仮想通貨（NEM）が不正に外部へ送信され、顧客からの預かり資産 5 億 2,300 万 XEM（約 580 億円）が流出するという事故が発生しました。

本件を踏まえ、金融庁では、以下の対応を行っております。

(1) 当社に対する対応

- ① 1 月 26 日（金）、資金決済に関する法律第 63 条の 15 第 1 項の規定に基づく報告を求めたところ、発生原因の究明や顧客への対応、再発防止策等に関し、不十分なことが認められたため、1 月 29 日（月）、当社に対し、同法第 63 条の 16 の規定に基づき、以下の内容の業務改善命令を発出しました。
 - ・ 本事案の事実関係及び原因の究明
 - ・ 顧客への適切な対応
 - ・ システムリスク管理態勢にかかる経営管理態勢の強化及び責任の所在の明確化
 - ・ 実効性あるシステムリスク管理態勢の構築及び再発防止策の策定等
 - ・ 上記 4 点について、平成 30 年 2 月 13 日（火）までに、書面で報告すること。
- ② 利用者保護の観点から、同法第 63 条の 15 第 1 項の規定に基づき、2 月 2 日（金）に立入検査に着手しました。

(2) 当社以外の業者に対する対応

- ① 1 月 26 日（金）、本事案を踏まえ、不正アクセスに関する注意喚起を実施しました。
- ② 1 月 30 日（火）、仮想通貨交換業者 16 社（以下「登録業者」）及びみなし仮想通貨交換業者 15 社（以下「みなし業者」）に対し、システムリスク管理態勢に関する自己点検を行い、速やかに点検結果を報告するよう要請したうえ、2 月 1 日（木）、当該要請を報告徴求命令として改めて発出しました。
- ③ 報告内容等を踏まえ、システムリスク管理態勢等の内部管理態勢検証のため、複数の登録業者に対し、立入検査に着手しました。
また、当社以外で未登録のまま営業を行っているみなし仮想通貨交

換業者全 15 社に立入検査を行うこととしました。

(3) その他の対応

- ① 2月9日（金）、本事案を踏まえ、警察庁及び消費者庁との更なる連携強化に向け、局長級の3省庁連絡会議を開催し、本事案に対するこれまでの3省庁の対応や、利用者保護に向けた取組み、当社以外の登録業者及びみなし業者への対応等について、意見交換を実施しました。
- ② 本事案を踏まえ、昨年9月に実施した金融庁・消費者庁・警察庁の連名で以下のような注意喚起を再度周知しております。
 - ・ 金融庁が仮想通貨の価値を保証したり、推奨したりするものではないこと
 - ・ 仮想通貨は法定通貨ではないことや突然無価値になるリスクがあること
 - ・ 仮想通貨に関する取引を行う際は、金融庁・財務局の登録を受けた事業者かどうかを確認すること

なお、みなし業者は現在審査中であることから、みなし業者と取引を行う場合は、その点ご留意いただきますよう周知しております。

あわせて、P8の[仮想通貨、ICOに関する注意喚起](#)もご覧ください。

銀行カードローン検査中間とりまとめについて

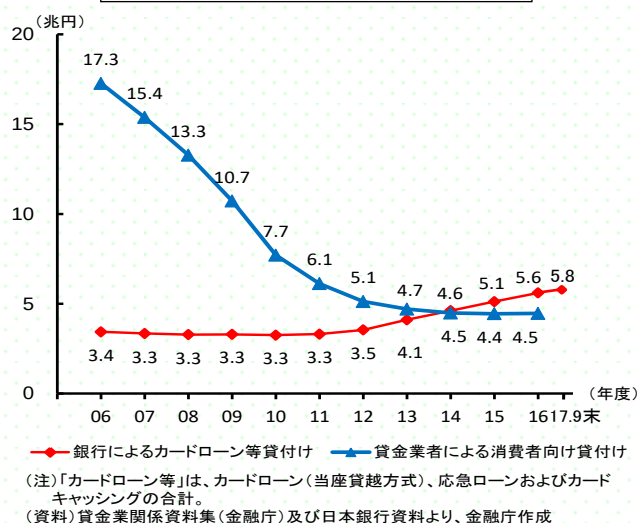
金融庁では、平成29年9月から、銀行カードローンの業務運営について検査を通じた詳細な実態把握を行っていましたが、今般、平成29年12月末時点の結果を中間報告として取りまとめ、公表しました。

(1) 背景

銀行カードローンは、低金利環境を背景に近年残高が増加し、過剰な貸付けが行われているとの批判がありました。各銀行においては、全国銀行協会の「申し合わせ」（平成29年3月）を踏まえ、業務運営の適正化を行っていますが、金融庁は、業務運営の詳細な実態把握を行うために検査を実施しました。

国内銀行によるカードローン等残高と
貸金業者による消費者向け貸付け残高の推移

主な着眼点



- ① 保証会社の審査に過度に依存していないか
- ② 過剰な貸付けを防止するための融資審査態勢(年収証明書の取得、融資上限枠の設定など)が構築されているか
- ③ 融資実行後も、定期的に顧客の状況変化を把握しているか
- ④ 配慮に欠けた広告宣伝を行っていないか
- ⑤ 支店や行員に対する業績評価体系

(2) 検証結果概要

検査対象行においては、業務運営に一定の改善が見られた一方、顧客に対する融資実行後の定期的なフォローアップ(途上管理)などにおいて課題が見受けられましたので、顧客からの相談を受け付ける窓口を拡充するなどの改善を促しました。

(3) 今後の対応

今後は、検査で把握された課題(注)の改善状況を確認していくとともに、引き続き、銀行カードローンの業務運営の状況を注視してまいります。

また、各金融機関において、今回の中間報告を参考に、業務運営の適正化が進むことを期待しています。

(注) 検査で把握された主な課題

- ・ 融資実施後、銀行自らが顧客の収入・勤務先の変動を確認する動きや、カードローンの返済等に係る顧客からの相談や救済措置を拡充する動きが限定的。
- ・ カードローン以外の消費者向け貸付け(フリーローン等)について、カードローンと同様の改善措置(融資審査態勢、広告・宣伝)が講じられていない。
- ・ 銀行カードローンの貸付額や保証額について、信用情報機関に登録される情報の精度にばらつきがある。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[銀行カードローン検査 中間とりまとめについて](#)」にアクセスしてください。

車座ふるさとトーク in 栃木県足利市

「車座ふるさとトーク」は、各省庁の大臣、副大臣、政務官が各地に赴き、テーマに沿って、その地域の方々と少人数で車座の対話を行い、生の声をつぶさに聞いて、政策にいかすことを目的とした取り組みです。

金融庁では、平成 30 年 2 月 19 日（月）に村井英樹内閣府大臣政務官（金融担当）が栃木県足利市にお伺いし、「お金と暮らし（つみたて NISA のスタートとその意義）」をテーマに、「車座ふるさとトーク」を開催しました。

村井政務官は、栃木県内に在住の 20 代から 70 代までの幅広い年代の 12 名の方々と対話を行い、つみたて NISA の手続きの簡素化や金融教育の必要性など貴重なご意見をいただきました。



車座ふるさとトークの様様



集合写真

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[車座ふるさとトーク](#)」にアクセスしてください。

ミャンマーとの金融分野における協力強化

○ ミャンマー中央銀行との銀行分野における金融協力枠組みに関する覚書について

金融庁は、平成 26 年 1 月、ミャンマー財務省（現ミャンマー計画財務省）との間で証券、保険、マイクロファイナンス分野についての包括的協力枠組みに関する覚書を締結しましたが、銀行分野を所掌するミャンマー中央銀行（以下、「ミャンマー中銀」）との協力枠組みの構築には至っていませんでした。

平成 26 年 10 月、ミャンマー中銀は（3メガバンクを含む）外国銀行への営業免許を付与する等、日緬両国の銀行監督当局間で一層の協力が求められることとなりました。

こうした中、金融庁は、ミャンマー中銀職員をグローバル金融連携センター（GLOPAC）へ受入れる等の人的交流を実施しつつ、銀行分野での金融協力枠組に関する覚書の締結を打診してきたところ、平成 30 年 1 月 25 日、ミャンマーにおいて、村井英樹内閣府大臣政務官とチョウ・チョウ・マウンミャンマー中銀総裁の立会いの下、有泉秀金融庁参事官とソー・テインミャンマー中銀副総裁との間で銀行分野における金融協力枠組みに関する覚書が署名されました。

本覚書は、金融市場の発展と健全な金融規制枠組みの構築が日緬両国にとって有益であるとの認識の下、銀行分野における金融協力関係を推進することを目的としたものです。本覚書の署名により、主に外国銀行や金融機関に対する監督や検査等に係る知見や専門性について、人材交流や研修プログラムを通して両当局間で共有・促進されることが期待されます。



○ ミャンマー計画財務省に対する資本市場活性化支援計画の手交について

我が国は、1990 年代よりミャンマー資本市場発展のために、切れ目のない支援を継続してきてきました。平成 26 年 12 月には、金融庁・大和証券グループ・日本取引所グループ（JPX）による支援の下、ミャンマー・ヤンゴン証券取引所（YSX）が設立されました。

さらに、昨年末のオンライン取引の開始、本年 1 月の初の IPO による上場、会社法改正（未施行）による外国人投資家の参入等、ミャンマーの資本市場は、黎明期から成長期に移行しつつあります。

こうした機運を後押しするため、金融庁・大和証券グループ・JPX は、上場企業数の増加、投資家層の拡大、制度整備、人材育成等を包括的にまとめた今後の支援策について、集中的な議論を重ね、ミャンマー資本市場活性化に係る支援計画（LIST(Listing + Investment Strategy and Timeline) for Myanmar' s Future（略称：Myanmar LIST））を策定しました。

この支援計画は、平成 30 年 1 月 26 日、ミャンマーにおいて、大和証券グループ本社及び JPX 同席の下、村井英樹内閣府大臣政務官からマウン・マウン・ウィンミャンマー計画財務副大臣に対して手交されました。

今後、金融庁・大和証券グループ・JPX は、本支援計画に基づき、ミャンマー側との対話を通じながら、ミャンマーの資本市場の発展に向けて、引き続き粘り強く支援を実施していきます。



皆さんご注意ください！ & 情報提供のお願い

その「もうけ話」、大丈夫ですか？

○ 仮想通貨に関するトラブルにご注意ください！

インターネットを通じて電子的に取引される、いわゆる「仮想通貨」をめぐるトラブルが増加しています。また、仮想通貨の交換と関連付けて投資を持ち掛け、トラブルとなるケースが増えています。

改正資金決済法等の施行に伴い、仮想通貨交換業者は金融庁・財務局への登録が義務付けられています。取引の際には金融庁・財務局に登録された事業者であるか確認するとともに、下記の注意点に気を付けるようにしてください。

- 仮想通貨は「法定通貨」ではありません。
- 仮想通貨は、価格が変動することがあります。
- 仮想通貨交換業者は登録が必要です。利用する際は登録を受けた事業者か確認してください。
- 仮想通貨の取引を行う場合は事業者から説明を受け、内容をよく理解してから行ってください。
- 仮想通貨や詐欺的なコインに関する相談が増えています。詐欺や悪質商法に御注意ください。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。



[仮想通貨交換業者登録一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

○ ICO (Initial Coin Offering)に関する注意喚起について

一般に、ICO (Initial Coin Offering) とは、企業等が電子的にトークン（証票）を発行して、公衆から資金調達を行う行為の総称です。トークンセールと呼ばれることもあります。

全世界でICOによる資金調達が急増していますが、ICOにより発行されるトークンを購入する際には、次のような高いリスクがあります。

- 価格下落の可能性

トークンは、価格が急落したり、突然無価値になってしまう可能性があります。

- 詐欺の可能性

一般に、ICOでは、ホワイトペーパー（注）が作成されます。しかし、ホワイトペーパーに掲げられていたプロジェクトが実施されなかったり、約束されていた商品やサービスが実際には提供されないリスクがあります。また、ICOに便乗した詐欺の事例も報道されています。

（注） ICOにより調達した資金の使い道（実施するプロジェクトの内容等）やトークンの販売方法などをまとめた文書をいいます。

トークンを購入するに当たっては、このようなリスクがあることや、プロジェクトの内容などをしっかり理解した上で、自己責任で取引を行う必要があります。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、ICOの利用者及び事業者に対する注意喚起を掲載しております。



「[ICOについて ～利用者及び事業者に対する注意喚起～](#)」（金融庁ウェブサイト）

○ 詐欺的な投資勧誘にご注意を！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。くれぐれもご注意ください！

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。



- ・ こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関与しないようにしてください。

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等に関するご注意

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話等により、投資に関して情報提供やアドバイスを行うことや、民間の業者等に対する投資に関与することは一切ありません。



- こうした取引の勧誘は、いわゆる劇場型の投資詐欺等であり、絶対に関わらないようにしてください。

「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録・届出を受けた業者に限られます。



- これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。
- ただし、登録や届出を行っている業者についても、金融庁・財務局が、その業者の信用力等を保証するものではありません。登録業者等からファンドへの出資の勧誘等を受けた場合でも、その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解した上で、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。



[免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、

- その信用力などが保証されているものではありません。
- 「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。
- 詳細は下記ウェブサイトにアクセスしてください。



[詐欺的な投資勧誘等にご注意ください！](#)（金融庁ウェブサイト）

これら不審な勧誘を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供下さい。

◆金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日 10 時～17 時）

電話（ナビダイヤル）：0570-016811

※ I P 電話からは、03-5251-6811 におかけください。

F A X：03-3506-6699

皆様からの情報提供が市場を守ります！

(1) 情報提供窓口

証券取引等監視委員会では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から、「相場操縦」や「内部者取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報の提供を電話や郵送、F A X、インターネット等により受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

(注) 個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応していませんので、ご了承ください。

◆証券取引等監視委員会 情報提供窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

直 通：0570-00-3581（ナビダイヤル）

※ I P 電話等からは、03-3581-9909におかけください。

代 表：03-3506-6000（内線3091、3093）

F A X：03-5251-2136

郵送（共通）：〒100-8922

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

公正な市場を守るため、
あなたの情報提供を
待っています。

相場操縦
インサイダー取引
投資詐欺
金融商品の不適切な勧誘
ディスクロージャー違反

証券取引等の不正に関する情報提供は、こちらまでお願いします。

0570-00-3581 ☎ 03-3581-9909
<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

電話・FAXの場合はこちらまで 〒100-8922 東京都千代田区霞が関 3-2-1 中央金町金第7号館 FAX:03-5251-2136
 証券取引等監視委員会は国の機関です。情報提供者のプライバシーは厳守します。

SESC 証券取引等監視委員会
 Securities and Exchange Surveillance Commission
 "for investors with investors"

(2) 年金運用ホットライン

平成 24 年 4 月より、年金運用の分野に関し、実名で情報提供いただける方を対象とする専用の窓口（年金運用ホットライン）を設置し、投資運用業者による疑わしい運用等の情報等、幅広い情報の収集に努めています。特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応いたします。これら専用の窓口も、是非ご利用下さい。

◆証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン

<http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>

直 通 : 03-3506-6627

電子メール : pension-hotline@fsa.go.jp

(3) 公益通報・相談窓口

公益通報者保護法の公益通報に関する専用の窓口を設置し、電話による相談の対応も行っています。

◆証券取引等監視委員会 公益通報・相談窓口

<http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>

直 通 : 03-3581-9854

F A X : 03-5251-2198

電子メール : koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

お知らせ

金融行政モニターについて

金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

目的

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、糖き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を書くことは難しいところとご指摘もあるところでした。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家(以下、6名)が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「**金融行政モニター受付窓口**」を設置することとし、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「**金融行政ご意見受付窓口**」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

モニター委員

井上 聡	弁護士(長島・大野・常松法律事務所パートナー)	(敬称略)
翁 百合	㈱日本総合研究所 副理事長	
神田 秀樹	学習院大学法務研究科教授	
永沢 裕美子	フォスター・フォーラム(良質な金融商品を育てる会)事務局長	
米山 高生	東京経済大学経営学部教授	
和仁 亮祐	弁護士(伊藤見憲法律事務所シニア・カウンセラー)	

窓口のご案内

このような方々からのご意見等をお待ちしております。

金融行政にご意見等をお持ちの方

事業会社

学識経験者
シンクタンク

金融機関及び
その職員

金融庁に対し、
直接ご意見等の提出を望む場合

ご意見等の提出

金融行政モニター委員に対し、
直接ご意見等の提出を望む場合

金融行政ご意見受付窓口

URL: <http://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseigoiken.html>

ご意見等提出方法: 電話、FAX、ウェブサイト、郵送
電話番号: 0570-052100(ナビダイヤル)
(IP電話は、03-3501-2100)

FAX番号: 03-3506-6899

ウェブサイト: 上記URL参照

郵送先:

〒100-8967 東京都千代田区蔵ヶ関3-2-1

金融庁金融サービス利用者相談室

「金融行政ご意見受付窓口」

金融行政モニター受付窓口

URL: <http://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseimonitor.html>

ご意見等提出方法: 電子メール

電子メールアドレス:

kinyugyouseimonitor@fsa.go.jp

※ 英語でのご意見等も受け付けております。

金融行政モニター



※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[金融行政モニター](#)」にアクセスしてください。

中小企業等金融円滑化相談窓口

各財務局・財務事務所に中小企業等金融円滑化相談窓口を設置しています。どうぞご遠慮なく、ご相談ください。

● 以下の点について、ご質問・ご相談等はございませんか。

- ① 中小企業金融円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応
- ② 借入れや返済について、取引金融機関との間でお困りのこと
- ③ 経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の内容

● 各財務局・財務事務所の担当職員が、皆様のさまざまなご質問やご相談等にお答えいたします。また、助言等も積極的に行います。

● ご相談内容に応じて専門の機関をご紹介します。

《受付時間》 平日9時～16時

※ お問い合わせ先については、「[ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ！～中小企業等金融円滑化相談窓口のご案内～](#)」にアクセスしてください。

東日本大震災関連情報

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

◆金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

(URL: <http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>)

「金融機関等の相談窓口一覧」

(URL: <http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html>)

◆金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

(URL: <http://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.html>)



メール配信サービスのお知らせ

金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会の各ウェブサイトでは、メール配信サービス（日本語版・英語版）を行っています。

メールアドレスを登録していただきますと、

- 金融庁からは、毎月発行しているアクセスFSAや、日々発表される各種報道発表など、
- 証券取引等監視委員会からは、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や、証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージなど、
- 公認会計士・監査審査会からは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報など、
- 調達情報からは、調達情報サイトに掲載された金融庁の入札広告等の調達情報

が、登録いただいたメールアドレスに配信されます。

御希望の方は、この機会に下記からアクセスして登録してください！

	日本語版	英語版
金融庁	「新着情報メール配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service
証券取引等監視委員会	「メールマガジン配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service
公認会計士・監査審査会	「新着情報メール配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service
調達情報	「調達情報メール配信サービス」	—

